特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は 小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事 務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

T NATHT	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施 に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給の対象となる患者に対して医療費を助成するため「医療受給者証」及び小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明するための「登録者証」を交付する。 特定個人情報ファイルは、公費負担額の決定などに使用。
③システムの名称	小児慢性特定疾病公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名 2
小児慢性特定疾病医療費ファー	イル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26の項、56の2の項及び87の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 9の項 ○小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	高知県健康政策部健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	高知県総務部法務文書課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ
連絡先	高知県健康政策部健康対策課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9678
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい<mark>値判断結果</mark>

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]	電点項日 短編集	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び ななななななない。	全項目評価書
されている。	心(放展)に りいくは、てれてれ	, 生 尽 垻 口 計 仙 官	『又は主境日計画者において、ソヘン	対象の計画が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。) [〇]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	バー登録 ら、人為 ・申請者 る。 ・マイナ ・マイナ	禄の際には、本人から めミスが発生するリス から提供を受けたマインバーの記載があるほンバーの記載があるほンバーの記載があるほンバーの記載がある	マイナンバー くクへの対策 イナンバーを 申請書等は、 書類を郵送等	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンーを取得としている。また、次のような対策を講じていることかは「十分である」と考えられる。 ・データベースに入力する際は、複数人による確認を行ってい施錠できる書棚等へ保管している。 「まなできる書棚等へ保管している。」 「な際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人よる確認を行っている。		

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正(4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われる 6) 情報提供ネットワークシステ	スクへの対策 に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 に使用されるリスクへの対策 等のリスクへの対策 るリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・ムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・ムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		年度ごとにアクセス可能な職員を限定しており、ID・パスワードによる 1回、データのバックアップを2段階保管により行っており、漏えい・滅ある」と考えられる。

変更箇所

変更箇	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 5. ②所属長	課長 福永 一郎	課長 清水 貴也	事後	
平成30年9月13日	I 5. ②所属長の役職名	課長 清水 貴也	健康対策課長	事後	新様式による修正
平成30年12月18日	Ⅳ リスク対策	無し	評価書のとおり	事後	新様式による修正
令和2年9月8日	I 7. 請求先	高知県総務部文書情報課(個人情報コーナー)	高知県総務部法務文書課	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ1.2. 時点	2015/3/31	2020/9/1	事後	
令和6年3月19日	評価書名、個人のプライバ シー等の権利利益の保護の 宣言	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事 業の実施に関する事務	事前	
令和6年3月19日	I 1. ①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給又は小児慢性特定疾病要支援者証明事 業の実施に関する事務	事前	
令和6年3月19日	I 1. ②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の患者に対して医療費を助成する。	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給の対象となる患者に対して医療費を助成するため「医療受給者証」及び小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明するための「登録者証」を交付する。	事前	
令和6年3月19日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 26の項、5 6の2の項及び87の項 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 9の項	○小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 【情報提供】 -番号法第19条第8号 別表第二 26の項、56の2の項及び87の項 [情報照会] -番号法第19条第8号 別表第二 9の項 ○小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務 【情報提供】 -番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項	事前	
令和6年10月29日	Ⅱ 1.対象人数 (いつ時点の計数か)	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年10月29日	Ⅱ 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	無し	十分である	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	無し	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーを取得としている。また、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。・申請者から提供を受けたマイナンバーをデータベースに入力する際は、複数人による確認を行っている。・マイナンバーの記載がある申請書等は、施錠できる書棚等へ保管している。・マイナンバーの記載がある書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の際は、宛先に間違いがないか、関係のない者数人による確認を行っている。	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	無し	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 12 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	無し	十分である	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 13 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	無し	マイナンバーを扱う者については、年度ごとにアクセス可能な職員を限定しており、ID・パスワードによる認証を行うようにしている。また、月1回、データのバックアップを2段階保管により行っており、漏えい・減失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式による修正